

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会事務局（香川県土木部土木監理課用地対策室内）において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公告する。

平成20年8月29日

香川県収用委員会

1 書面の種類

平成20年8月29日付け審理の開催通知

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

藤井 弘（住民票上の住所）香川県東かがわ市西山203番地

3 書面の受領等

当事務局にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成20年9月19日をもって通知があつたものとみなされる。